国都計第 68 号
令和８年７月 30 日

関係県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部局長　殿

国土交通省都市局都市計画課長
（　公　印　省　略　）

令和８年熊本地震に伴う応急仮設住宅等の建築に係る開発行為等の取扱いについて（通知）

令和８年熊本地震に伴う応急仮設住宅等の建築に係る開発行為等の取扱いについて、下記のとおり御了知いただくとともに、貴団体関係機関に対し周知をお願いします。この取扱いについては、仮設建築物の担当部局にも併行して情報提供されています。

なお、農林水産省から農地転用許可制度については「地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について（令和８年７月２９日付８農振第1329号）」にて通知されている旨、念のため申し添えます。

記

応急仮設住宅等を建築するための開発行為等については、以下に該当し、許可不要と解しているところである。

・都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第１項第10号に規定する非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
・法第29条第１項第11号に基づく都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第22条第１項第１号に規定する仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
・法第43条第１項第２号に規定する非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築等
・法第43条第１項第３号に規定する仮設建築物の新築

なお、被災した県や市町村の区域外など被災地から遠方の場所に応急仮設住宅等を建築するための開発行為等も同様に許可不要と解される。

以上